

赤野地区
地域津波避難計画

赤野地区自主防災会

安芸市

平成25年4月

はじめに

高知県民にとって避けることのできない南海地震は、今後 30 年以内に 60%程度（地震調査研究推進本部、平成 25 年 1 月現在）の高い確率で発生することが懸念されており、激しいゆれによる被害のほか、直後に襲ってくる津波により大きな被害が発生することが予想されています。

安芸市においても、過去の南海地震で繰り返し被害を受けてきたことを踏まえ、次に発生する南海地震では、少しでも被害を軽減するために市民と事業者、学識経験者、市などが一体となって対策を進める必要があります。

このため、平成 20 年 4 月に施行された「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」では、津波浸水が予想される区域内の自主防災組織等は津波からの円滑な避難を行うために、「地域津波避難計画」を作成することが規定されました。

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、大きな津波によって甚大な被害が引き起こされましたが、迅速な避難が行われた地域では、多くの命が救われ、改めて避難の重要性が認識されたところです。

津波被害から命を守るため、地区住民一人ひとりが「津波から逃げる」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達するまでに安全な高台へ迅速に避難することを目的に「地域津波避難計画」を作成します。

この計画の使い方

この計画では、津波浸水予測に基づいて、各地区の津波避難対象地域を設定し、避難目標地点や避難先、避難経路を示すことで、どこに住む人々が避難を行うことが望ましいのかを提示しています。また、避難時の留意点や心得、いざという時に備えた非常持出品のリストや災害伝言ダイヤルの利用方法なども掲載していますので、事前に読み、いざという時の対応方法を家族と話しあっておきましょう。

1 避難対象地域

津波から避難が必要な地域は次のとおりです。

地区名	対象地区の範囲	対象世帯数 ※1	対象人口 ※1
東寄	全域 ※2	67 世帯	181 人
西寄	全域 ※2	42 世帯	109 人
東赤野	全域 ※2	67 世帯	176 人
桜浜	全域 ※2	53 世帯	140 人
叶岡	全域 ※2	34 世帯	95 人
叶岡前	全域	39 世帯	91 人
住吉	全域	68 世帯	145 人

※1 対象世帯数、対象人口は平成 25 年 2 月現在

※2 高知県が公表した津波浸水予測図では一部地域のみ浸水するとされていますが、局地的に浸水が拡大する可能性も考慮し、全域を避難対象地域としています。

2 津波浸水予測時間

津波浸水予測時間は、「高知県南海トラフの巨大地震による震度分布・津波浸水予測」を参考に次のとおりとします。（居住地域で浸水深 30cm 以上の津波が到達する時間）

地区名	津波浸水予測時間	地区名	津波浸水予測時間
東寄	20～30 分	叶岡	30～40 分
西寄	20～30 分	叶岡前	30～40 分
東赤野	30～40 分	住吉	20～30 分
桜浜	20～30 分		

注意 この到達時間はあくまでシミュレーションの一つであり、地震によってはもっと早く津波が到達することもあります。

3 津波避難目標地点

津波から避難する際には、次の地点を目標に迅速に避難します。この地点が避難所や一次避難場所でない場合は、さらに該当する避難所や一時避難場所、あるいはより高い場所へ移動します。
（避難可能人員は、1m²/人として計算した）

地区名	避難場所	避難可能人員	標高
桜浜	大元神社		約 22m
	桜浜集会所		約 16m
東赤野	星神社		約 33m
東寄 西寄 西ノ岡 住吉	西寄集会所		約 21m
	山側の高い場所		
	赤野小学校（屋上） ※可能な限り、高い場所へ避難 してください	409 人（409 m ² ）	屋上・3 階 14.9m
叶岡 叶岡前	山側の高い場所		—

※ 巻末のマップに記載

4 避難経路

避難経路は巻末のマップに記載のとおりです。ただし、地震による道路閉塞の発生状況によっては、より早く避難所や一時避難場所に到達できる経路を選択してください。

※ 巻末のマップに記載

5 避難先（収容避難施設等）

この地区における収容避難施設や集会所などは次のとおりです。地震の揺れによる被害の状況や津波の発生状況によって使用できるかどうかを判断する必要があります。津波警報が解除されるまでは、可能な限り高い場所への避難を続けてください。

（収容可能人員は、 2m^2 ／人として計算した）

施設名	階数	収容可能場所	収容可能人員	標高
赤野小学校	3	体育館	175人	7.2m
太夫屋地集会所	1	和室	14人（ 29.8m^2 ）	約96m
赤野山田集会所	1	和室	19人（ 39.7m^2 ）	約27m
赤野桜浜集会所	1	和室	17人（ 34.78m^2 ）	約16m
赤野西寄集会所	1	和室	12人（ 24.8m^2 ）	約21m
叶岡集会所	1	和室	17人（ 34.8m^2 ）	14.3m
特別養護老人ホーム八流荘 福祉避難所	3	地域交流 スペース ※4	（約 240m^2 ）	1階51m
障害者支援施設 あき 福祉避難所	2	会議室 ※4	（約 90m^2 ）	1階51m

※3 赤野小学校の校舎内の利用については、学校の使用状況に応じて学校の施設管理者の指示に従ってください。

※4 特別養護老人ホーム八流荘及び障害者支援施設あきは、福祉避難所（緊急受け入れ施設）として安芸市と協定を結んでいます。緊急受け入れ施設とは、地震・津波等により被災した要援護高齢者・心身障害者やその介護者を受け入れる避難施設です。避難時の利用にあたっては、施設管理者の指示に従ってください。

※ 巻末のマップに記載

※ 災害用備蓄品保管場所…赤野小学校3階、八流荘・障害者支援施設あき

6 地震発生時の行動指針

- (1) 地震発生直後は、まずゆれによる被害から身を守りましょう。
 - ・屋内では、テーブルや机の下に身を隠し、あわてて外に飛び出さない。
 - ・屋外では、ブロック塀や自動販売機、看板や窓ガラス、など倒壊の危険性のあるものから離れて、落下物から頭を守りましょう。
- (2) ゆれが収まったら出口を確保し、火の元を消しましょう。
 - ・余裕があれば、ガスの元栓を締め、電気のブレーカを切ること。
 - ・出火に備えて、消火器を常備しておくこと。
(消火活動ができるかどうかは、津波の避難時間を考慮して判断しましょう)
 - ・家具が倒れて出口を塞がないよう、日頃から家具の配置などに気をつけること。

7 津波避難の心得

- (1) 強いゆれや長時間のゆっくりとした地震を感じたら、警報を待たずにすぐに避難します。
- (2) 地震を感じなくとも、津波注意報、警報が発表されたときは、直ちに、海岸から離れて、速やかに避難します。
 - ・体で感じるゆれや注意報や警報の発表などによって避難するかどうかを判断してください。
- (3) 原則として徒歩により避難します。
- (4) 原則として、自分の命は自分で守ることを心がけますが、可能なかぎり、隣近所に声を掛け合い、要援護者を助け合って避難します。
- (5) 津波の進入方向に避難してはいけません。川や水路に近づいてはいけません。
- (6) 津波注意報や警報の解除が発表されるなど、安全が確認されるまでは、避難を継続して、独自の判断で戻ってはいけません。
- (7) 津波避難予測で浸水範囲になっていないから必ず津波は来ないとは限りません。常に状況把握に努め、より安全な場所に移動することを考えてください。
 - ・想定を越える地震の場合、浸水範囲が予想よりも広がる可能性があります。

8 日頃からできること

- (1) 津波の特徴をよく理解しておきましょう。
 - ・津波は繰り返し襲ってきます
 - ・第1波が最大であるとは限りません。
 - ・川や水路をさかのぼってきます。
 - ・湾の奥や岬の先端では、津波が極端に高くなることがあります。
 - ・地形によっては、山側（海岸から遠い方）から押し寄せる可能性もあります。

- (2) 避難所や避難経路を日頃から確認しておきましょう。
 - ・近所の避難場所を確認しましょう。職場や学校の近くなど自分がよく滞在する場所から近い避難場所も確認しましょう。
 - ・避難するルートを確認しましょう。道路の損傷や住宅の倒壊によって避難経路が使えない場合に備えて、複数の経路を検討しておきましょう。

- (3) 住宅の耐震化や家具の転倒防止等を行いましょう。
 - ・室内でケガをせず、迅速に外へ出て避難するために、住宅の耐震化や家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等を行いましょう。
 - ・ブロック塀の補強等にも取り組むことで、避難経路がふさがれることも予防できます。

- (4) 災害時要援護者の避難について地区で考えましよう。
 - ・高齢や障害などによって避難時に支援を要する方（災害時要援護者）について、家族や支援者、市、自主防災組織、地区の民生委員や社会福祉協議会などと連携して、日頃からその状況を把握し、近隣の者が協力して避難支援ができる体制を整えておきましょう。

- (5) 避難訓練に参加しましよう。
 - ・避難訓練は年1回以上実施することとし、そのうち1回は国の防災週間及び高知県南海地震対策推進週間となっている8月30日～9月5日の間に実施します。
 - ・避難訓練の他、自主防災組織への参加や、防災に関する学習会、津波避難計画づくりに積極的に参加しましよう。
 - ・避難訓練は、夜間や平日・休日、夏・冬に地震が起こった場合など、様々な状況を想定して実施しましよう。

(6) 非常用持出品を用意しておきましょう。

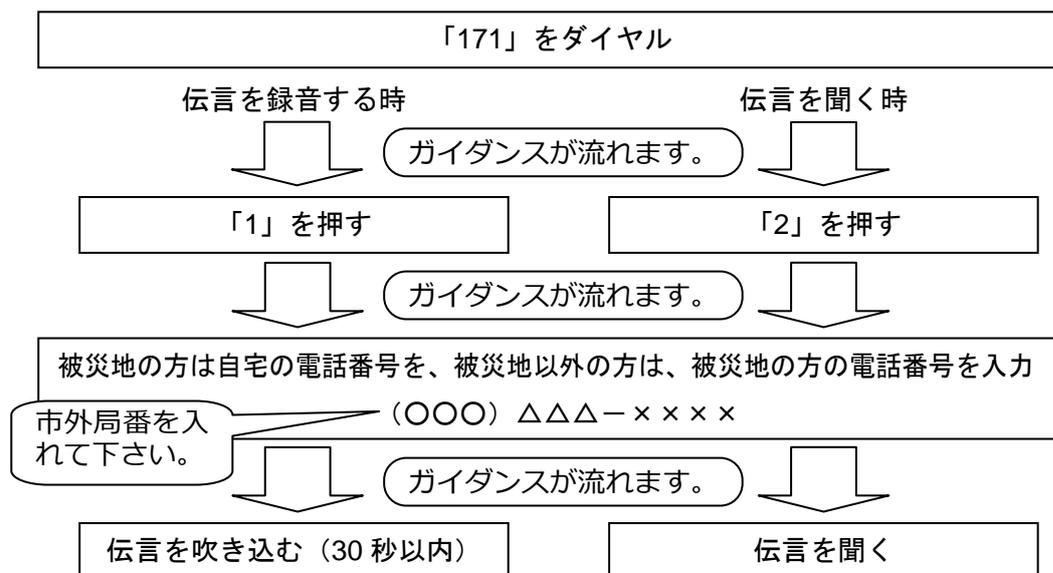
【非常用持出品の例】

- | | | | |
|--------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------|
| <input type="checkbox"/> メガネ | <input type="checkbox"/> 補聴器 | <input type="checkbox"/> 入れ歯 | <input type="checkbox"/> 常備薬 |
| <input type="checkbox"/> 服用中の薬がわかるメモ | <input type="checkbox"/> 懐中電灯 | <input type="checkbox"/> ライター | |
| <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ | <input type="checkbox"/> 乾電池 | <input type="checkbox"/> ヘルメット・防災頭巾 | |
| <input type="checkbox"/> 運動靴 | <input type="checkbox"/> 現金（小銭が重宝） | <input type="checkbox"/> 貴重品 | |
| <input type="checkbox"/> 充電器 | <input type="checkbox"/> 下着・上着 | | など |

(7) 家族が離ればなれになった時の連絡方法を事前に話し合い、決めておきましょう。

【NTT 災害用伝言ダイヤル】

災害発生時（震度6弱以上の地震など）には、NTTの災害用伝言ダイヤルサービスが利用できるようになります。事前の登録などは一切必要ありません。家族や友人などが被災した場合の安否確認や連絡に利用できます。



各社携帯電話からも『災害用伝言板』のサービスを利用することができます。詳細は、携帯電話のサービストップ画面に表示される『災害用伝言板』を選択してください。

災害用伝言ダイヤル「171」は、体験利用日が設定されています。いざというときに使えるように、体験しておきましょう。

【災害用伝言ダイヤルの体験利用日】

- 毎月1日、15日、1月1日～3日
- 防災週間（8月30日～9月5日）
- 防災とボランティア週間（1月15日～1月21日）

1. まずは揺れから身を守る

- その1 すぐやろう、住宅耐震化と家具の転倒防止
- その2 あっ、揺れた。大事な頭をまず守ろう
- その3 足元注意、ガラスを踏めば要救護者

2. とにかく早く少しでも高いところへ

- その4 揺れたら逃げろ、全力で
- その5 何かする、その遅れが命取り
- その6 浸水想定にとられるな

3. みんなを救う率先避難

- その7 率先避難がみんなを救う

4. もどる前には安全確認

- その8 繰り返し、しつこく襲う大津波

5. 津波から避難する方法を考えることがすべての始まり

- その9 逃げよう、地域で決めた避難場所
- その10 絆深める避難訓練

種類	第1報	第2報 (津波高さの発表)
		大津波警報
津波警報	高い	3m (1m 超～3m の時)
津波注意報	(表記無し)	1m (0.2m 超～1m の時)

※ マグニチュード8を超える巨大地震の場合、第1報では数値は発表されません。

※ 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合があります。

【大津波警報、津波警報発令時】

沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。

【津波注意報発令時】

海の中にいる人は直ちに海から上がって海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。